

法の趣旨

循環器病が
国民の生命及び健康
にとって重大な問題

⇒ 循環器病の予防の取組



国民の健康寿命の延伸

⇒ 循環器病対策の基本事項を定める



医療・介護の負担軽減

○ 基本理念 ○ 関係者の責務 ○ 対策推進のための計画の策定 ○ 循環器病対策の基本事項

循環器病対策を
総合的・計画的に推進

1. 総論的事項

- (1) 目的（法第1条）
循環器病対策を総合的・計画的に推進
- (2) 基本理念（法第2条）
循環器病に関する国民の理解・関心を深める
循環器病患者等に対する医療・福祉サービスの継続的な提供
循環器病に関する研究の推進・普及・成果の情報提供
- (3) 国の責務（法第3条） (4) 地方公共団体の責務（法第4条）
- (5) 医療保険者の責務（法第5条） (6) 国民の責務（法第6条）
- (7) 保健・医療・福祉業務従事者の責務（法第7条）
- (8) 法制上の措置等（法第8条）

2. 循環器病対策推進基本計画等

- (1) 循環器病対策推進基本計画の策定等（法第9条）
政府は循環器病対策推進基本計画を策定 **令和2年10月策定**
・具体的な目標・達成時期を定める ・6年ごとに再検討
- (2) 関係行政機関への要請（法第10条）
- (3) 都道府県循環器病対策推進計画（法第11条）
都道府県は都道府県循環器病対策推進計画を策定
・都道府県循環器病対策推進協議会の意見を聴取
・医療計画、健康増進計画等の他の計画と調和 ・6年ごとに再検討

3. 基本的施策等

- (1) 循環器病の予防等の推進（法第12条）
循環器病発症時の対応方法に関する啓発・知識の普及、予防等の推進
- (2) 循環器病疑い者の搬送・受入れの実施体制の整備等（法第13条）
循環器病疑い者の搬送・受入れ体制の整備、救急救命士・救急隊員に対する研修
- (3) 医療機関の整備等（法第14条）
専門的な循環器病にかかる医療提供を行う医療機関の整備、関係機関の連携協力体制の整備
- (4) 循環器病患者等の生活の質の維持向上（法第15条）
循環器病患者・後遺症を有する者の福祉の増進を図る
- (5) 保健・医療・福祉に係る関係機関の連携協力体制の整備（法第16条）
消防機関、医療機関、関係機関間の連携協力体制の整備
- (6) 保健・医療・福祉の業務従事者の育成等（法第17条）
保健・医療・福祉業務従事者の研修機会の確保、育成・資質向上
- (7) 情報の収集提供体制の整備等（法第18条）
循環器病（保健・医療・福祉）に関する情報の収集・提供体制の整備
循環器病患者等に対する相談支援体制
全国の循環器病に関する症例の情報収集・提供体制の整備
- (8) 研究の促進等（法第19条）
循環器病（予防・診断・治療・リハビリテーション）・医薬品等の研究の促進、成果の活用
治験の迅速な実施、臨床研究が円滑に行われる環境の整備

4. 循環器病対策推進協議会等に関する事項

- (1) 循環器病対策協議会（法第20条）
厚生労働省に循環器病対策推進協議会を置く
協議会の委員（厚生労働大臣が任命）
・循環器病患者 ・循環器病患者であった者 ・これらの者の家族・遺族を代表する者
・救急業務従事者 ・循環器病に係る保健・医療・福祉業務従事者 ・学識経験者
- (2) 都道府県循環器病対策推進協議会（法第21条）
都道府県に都道府県循環器病対策推進協議会を置く
協議会の委員
・循環器病患者 ・循環器病患者であった者 ・これらの者の家族・遺族を代表する者
・救急業務従事者 ・循環器病に係る保健・医療・福祉業務従事者 ・学識経験者

○ 法律の施行期日 公布の日から記載して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

平成30年12月14日公布

令和元年12月1日施行

循環器病対策推進基本計画 概要

令和2年10月27日閣議決定

全体目標

「1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」「2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」「3. 循環器病の研究推進」に取り組むことにより、2040年までに3年以上の健康寿命の延伸、年齢調整死亡率の減少を目指して、予防や医療、福祉サービスまで幅広い循環器病対策を総合的に推進する。（3年間：2020年度～2022年度）

< 循環器病 の特徴と対策 >

予防

（一次予防、二次予防、三次予防）

急性期

回復期～慢性期

再発・合併症・重症化予防

脳卒中・心臓病その他の循環器病

個別施策

【基盤】循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備

> 循環器病の診療情報を収集・活用する公的な枠組み構築

1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

○ 循環器病の発症予防及び重症化予防、子どもの頃から国民への循環器病に関する知識（予防や発症早期の対応等）の普及啓発

2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

循環器病を予防する健診の普及や取組の推進

救急搬送体制の整備

救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築

社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援

リハビリテーション等の取組

循環器病に関する適切な情報提供・相談支援

循環器病の緩和ケア

循環器病の後遺症を有する者に対する支援

治療と仕事の両立支援・就労支援

小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策

> 特定健康診査・特定保健指導等の普及や実施率向上に向けた取組を推進

> 救急現場から医療機関に、より迅速かつ適切に搬送可能な体制の構築

> 地域の実情に応じた医療提供体制構築 ▶

> 多職種連携し医療、介護、福祉を提供する地域包括ケアシステム構築の推進

> 急性期～回復期、維持期・生活期等の状態や疾患に応じて提供する等の推進

> 科学的根拠に基づく正しい情報提供、患者が相談できる総合的な取組

> 多職種連携・地域連携の下、適切な緩和ケアを治療の初期段階から推進

> 手足の麻痺・失語症・てんかん・高次脳機能障害等の後遺症に対し支援体制整備

> 患者の状況に応じた治療と仕事の両立支援、就労支援等の取組を推進

> 小児期から成人期にかけて必要な医療を切れ目なく行える体制を整備

3. 循環器病の研究推進

○ 循環器病の病態解明や予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する方法に資する研究開発

> 基礎研究から診断法・治療法等の開発に資する実用化に向けた研究までを産学連携や医工連携を図りつつ推進

> 根拠に基づく政策立案のための研究の推進

循環器病対策の総合的かつ計画的な推進

○ 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化、都道府県による計画の策定、基本計画の評価・見直し 等

健康寿命の延伸・年齢調整死亡率の減少